

一般財団法人日本赤十字社看護師同方会看護研究助成事業規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会（以下「本会」という。）定款第4条第1号の規定に基づき、看護師等の研究能力を育成することにより、看護ケアの質の向上、看護管理並びに看護教育の充実に資することを目的として、本会の会員が行う看護研究に対して、経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 看護教育、看護管理、看護ケア並びに災害看護に関する学術的研究を助成対象とする。

(助成交付額)

第3条 助成額は研究1題につき、20万円を限度とする。助成金の対象となる経費が20万円に満たない場合は、全額交付する。

(研究期間)

第4条 研究は原則として単年度を単位とし、複数年度にまたがらないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、理事長が別に定める看護研究選考特別委員会（以下、「選考委員会」という。）の意見を聴取し、2ヵ年度まで認めることができるものとする。

(応募資格)

第5条 助成対象となる看護研究者は、3年間以上、本会正会員であり、1会員は1件のみ応募できるものとする。但し、初回研究の発表報告書を本会に提出後5年を経た者は再応募できるものとする。

(申請期間と方法)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月1日から6月30日までに所属責任者を経て、看護研究助成金交付申請書（様式1）を、理事長に提出する。

(助成金交付の決定)

第7条 助成金の交付対象者は、選考委員会の審議を経て、理事長が理事会の議決により決定する。

(助成金の交付通知)

第8条 対象者として決定した者には、理事長から所属責任者を経て本人に通知する。

2 決定通知を受けた者は、速やかに看護研究助成金交付請求書（様式2）を理事長に提出する。

(領収書の提出)

第9条 助成金交付を受けた研究者は、速かに看護研究助成金領収書（様式3）を理事長に提出する。

(実績報告)

第10条 看護研究を行った者は、第4条の規定に基づく研究期間終了後、2ヵ月以内に看護研究助成事業実績報告書(様式4)を理事長に提出する。

(研究成果の発表)

第11条 助成金を受けて看護研究を行なった者は、日本看護協会が主催する日本看護学会、その他の看護学術学会並びに看護専門誌等に原則として発表するものとし、発表後、1ヵ月以内に看護研究助成事業発表報告書(様式5)を理事長に提出する。

(助成金の返金)

第12条 助成金の未使用、または適正に使用されていない場合は、返金を求めることがある。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、平成26年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、2021年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、2023年4月1日から実施する。